

## 「竹田総合病院医学雑誌」投稿規定

本誌は竹田総合病院の機関誌として年1回発行する。

### I 〈投稿者の資格〉

本誌の投稿者の資格は、当院職員及び当院関係者（共同研究者を含む）、及び編集委員会にて依頼または承認された者とする。

### II 〈原稿の種類〉

原稿は、医学・医療・看護学に関する原著、症例報告、短報、看護研究、業績など、他誌に未発表の邦文のみとする。

### III 〈原稿および記載方法〉

1. 原稿はA4用紙に横書きで作成する。  
論文には要旨（abstract）400字以内を添付する。
2. 原稿には、標題名、著者名（ローマ字による著者名も併記）、所属、Key Words（3個以内）を記す。
3. 本文は原則として、緒言、対象・方法、結果、考察及び文献の順を基本とし、図表をつける。尚、これらの項目のうち適宜省略してもかまわない。症例報告などはその限りではない。
4. 原稿の提出は、印刷した原稿と電子データの両方を提出する。
5. 原稿枚数は原則として、20枚以内（文献、図表、写真を含む）とする。
6. 論文の採否は、編集委員会が指名した査読者による査読を経た上で、編集委員会で決定する。
7. 様式
  - 1) 文字の規定
    - ・数字・欧文には半角英数を使用する。
    - ・カタカナ文字は全角を使用する。
    - ・句読点は句点（。）読点（、）を使用する。
  - 2) 図表・写真の規定
    - ・図表には標題・番号を付す。図表の説明を記載する。
    - ・本文中の該当箇所にも図・表番号を明記する。
    - ・図表はjpegまたはExcelで保存し、電子データで提出する。
    - ・Word・Excel・PowerPointで使用した写真は全て画像データ（jpeg）で提出する。
    - ・写真は白黒・カラーを指定する。
  - 3) 略語を用いる場合には、初出時に正式表記を併記する。
8. 文献
  - 1) 文献は、論文の引用箇所の右肩に1) 2) 番号を付ける。文献欄には引用順に列記する。
  - 2) 著者がグループ研究などで多数の場合には3名とする。4名以上の場合には3名までを列記し以下を「他」「et al」とする。
  - 3) 英文雑誌の略記は「Index Medicus」の省略法に準拠する。
  - 4) 邦文雑誌の略記は「医学中央雑誌」の省略名に準拠する。

#### 文献記載例

##### 〈雑誌〉

著者名：論題. 雑誌名 年号（西暦）；巻：頁数. の順で記載する。

##### [例]

- 1) 中尾佳永, 久保勇記：特発性上行大動脈破裂の1例. 胸部外科 2018 ; 71 : 701-704.
- 2) Yi-Sheng Chou, Chun-Yu Liu, Wei-Ming Chen, et al : Follow-up after primary treatment of soft tissue sarcoma of extremities : impact of frequency of follow-up imaging on disease-specific survival. J Surg Oncol 2012 ; 106 : 155-161.

##### 〈単行本〉

著者名：論題名、編者名、書名、版数、出版地、出版社、発行年、頁数. の順に記載する。

##### [例]

- 1) 森雅亮：若年性特発性関節炎、日本リウマチ財団教育研修委員会、リウマチ病学テキスト、第2版、東京、診断と治療社、2016、137-141.
- 2) Asha NC, Mark SC, Thomas JP : Pulmonary Disorders, Maxine AP Current Medical Diagnosis & Treatment 2018, McGrawHill, 2018, 246-327.

##### 〈電子文献〉

著者名. 論題. [引用日]. URL

##### [例]

- 1) 厚生労働省：平成26年（2014）患者調査の概況. [引用日2018-8-30]  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/14/>

#### 9. 校正

- 1) 校正は編集委員と著者校正の三校とする。校正時の加筆・訂正は原則として認めない。
- 2) 用語・仮名づかいは統一のため編集の際に訂正することがある。

#### 10. 倫理性への配慮と個人情報保護

論文は必ず倫理性に配慮されたものとする。検査結果や顔写真などの患者情報の記載は、個人情報保護に十分配慮する。

#### 11. 掲載論文の著作権は、一般財団法人竹田健康財団 竹田総合病院に帰属する。

附則 本規定は平成13年（2001年）12月28日より施行する。

令和 5年（2023年） 9月 4日一部改訂